

# 性的マイノリティに関する支援方針

## 1 策定の趣旨

福岡市では、基本構想においてめざす都市像の一つに「国籍や年齢、性の違い、障がいの有無などにかかわらず、誰もがすべての人への思いやりを持ち、住んでいる人にも、訪れる人にもやさしいまち」を掲げており、「福岡市人権教育・啓発基本計画 実施計画」において性的マイノリティの人権問題を取り組むべき課題の一つに位置付け、市民啓発や企業研修などに取り組んできた。

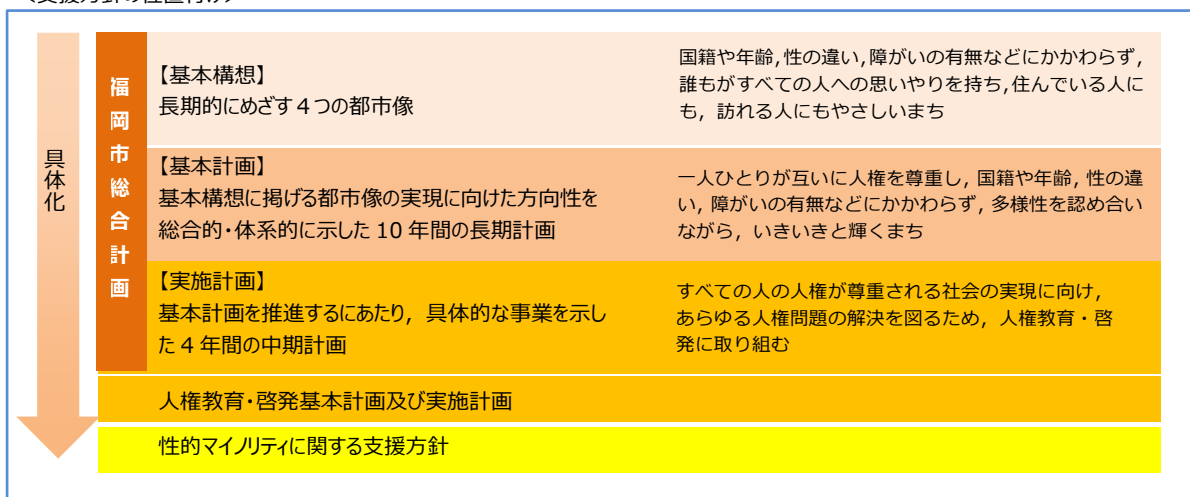
しかしながら、性的マイノリティ当事者は、周囲の人々の無理解や偏見等から日々の生活の中で様々な困難を抱え、学校、職場、地域社会や各種サービスを利用しようとする際など、生活のあらゆる場面で生きづらさを感じている。

また、差別や偏見を恐れて誰にも相談できずに孤立している場合も多く、自殺念慮の割合が高いことが指摘されている。

このような課題解決のためには、性的マイノリティ当事者やその家族等が抱える困難に関する理解や、その解決のための支援の姿勢を明確に示すとともに、具体的な支援を行い、当事者等が安心して自分らしく過ごせ、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが重要である。

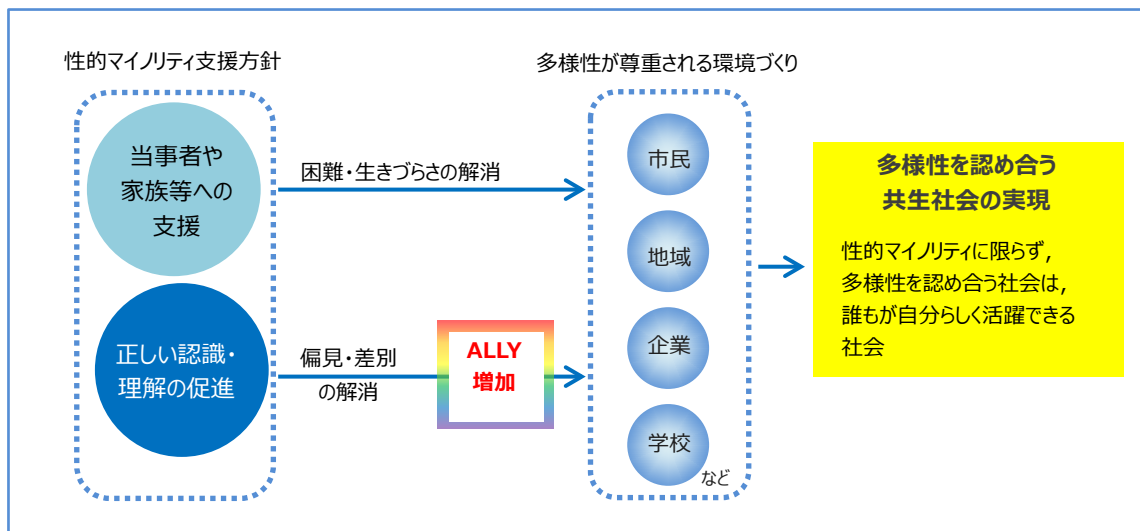
本方針は、性的マイノリティ支援の基本的な考え方をまとめるとともに、具体的な取組を示すものである。みんながやさしい、みんなにやさしい「ユニバーサル都市・福岡」の理念を踏まえてこの取組を進めることで、すべての人の人権が尊重され、人の多様性を認め合う共生社会の実現を目指すもの。

### <支援方針の位置付け>



## 2 支援方針の基本理念

性的マイノリティの人権が尊重される社会とは、すべての人にとって住みやすい社会であるとの基本的な考え方にに基づき、市民が性的指向や性自認に関する正しい理解と認識を深め、性的マイノリティを「身近な存在」、「多様な存在」として認識し、お互いを尊重し合いながら、多様性を認め合う共生社会の実現を目指すもの。

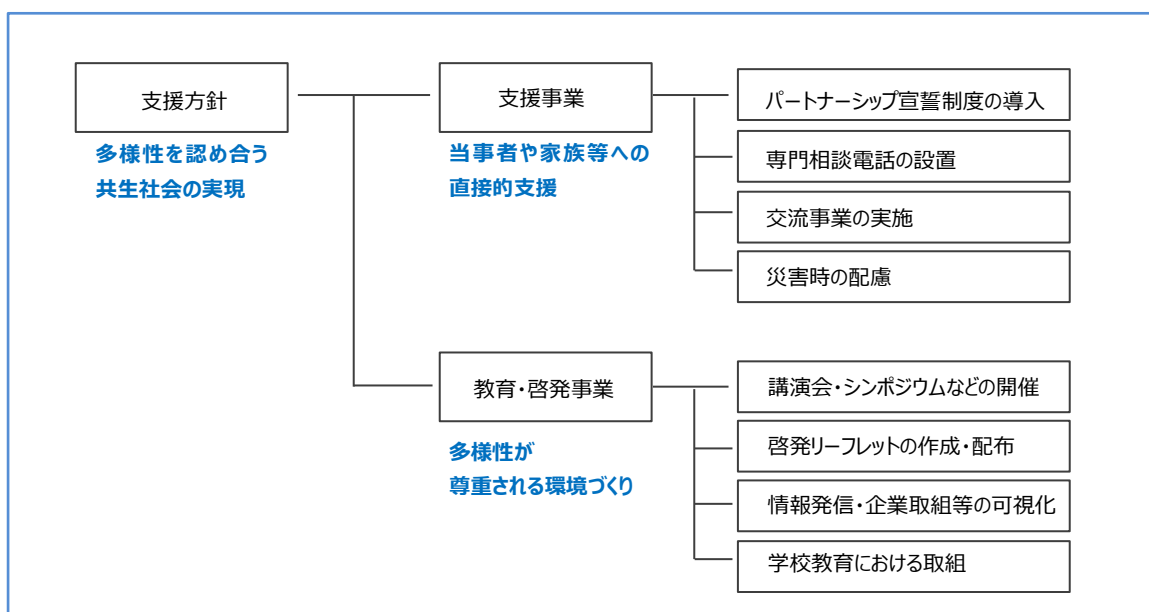


※ALLY…性的マイノリティを理解し支援するという考えやその考えを持つ人のこと

## 3 取組の方向性と体系

性的マイノリティ当事者やその家族等に対する支援事業と、市民や企業等に対する教育・啓発事業を2つの柱として実施する。

実施にあたっては、当事者団体、市民、地域、企業、学校などと連携・共働し、それぞれの強みを活かしながら、性的マイノリティの人権問題の解決に向けて取り組む。



## 4 具体的取組

### (1) 支援事業

#### ① パートナーシップ宣誓制度の導入

○「パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」を策定し、パートナーシップの宣誓による宣誓書受領証の交付を通じ、性的マイノリティの方々が抱える生きづらさの解消につなげるもの。

- ・市営住宅の入居において、婚姻関係と同様に取り扱うことができる。
- ・市立病院において、配偶者と同様に診療内容の説明を受けることができる。  
また、患者本人と連名で手術等への同意書に署名することができる。

#### ② 専門相談電話の設置

○当事者や家族等が安心して相談できるよう、性的マイノリティの支援団体等と協力・連携し、専門相談電話を設置する。

#### ③ 交流事業の実施

○当事者の孤立を防ぐため、悩みや情報が共有できるよう、居場所やコミュニティづくりの支援を行う。

#### ④ 災害時の配慮

○災害発生時における性的マイノリティへの配慮の視点を防災計画や避難所マニュアル等に明記し、避難所運営等に活かす。

### (2) 教育・啓発事業

#### ① 講演会等の開催

○市民や企業等に対し、性的マイノリティに関する正しい理解と認識を深めるため、講演会等を開催する。

○市職員一人ひとりが性的マイノリティに関する正しい理解と認識を深め、課題解決につなげられるよう、研修を実施する。

## ②啓発リーフレットの作成・配布

- 啓発リーフレットを作成し，公共施設等に設置するとともに，講演会等の機会を通じて広く配布し，市民啓発を推進する。

## ③情報発信・企業の取組等の可視化

- 市ホームページを活用し，性的マイノリティに関する情報発信を行う。
- ALLY 企業の取組を市のホームページで紹介するなど，企業の取組等の可視化を図り，ALLY 企業の増加につなげる。

## ④学校教育における取組

- 人権読本「ぬくもり」を活用し，児童生徒の性的マイノリティへの理解を進める。
- 教職員一人ひとりが正しい理解と認識を深め，性的マイノリティの児童生徒に寄り添った適切な対応ができるよう研修を実施する。
- 生徒の標準服について，性的マイノリティの生徒にも配慮したあり方を検討する。あわせて，性的マイノリティの児童生徒が安心して学校生活を送れるような支援を行う。

## 5 意見交換の実施

- 性的マイノリティに関する様々な課題について検討するため，継続的に当事者等と意見交換を行う。

## 6 実施時期

- 平成 30 年度から順次実施